

# わが国の発券銀行と中央銀行

立 脇 和 夫

## 目 次

はじめに

I. 為替会社

II. 国立銀行

III. 日本銀行（第 1 期）

IV. 日本銀行（第 2 期）

V. 日本銀行（第 3 期）

VI. 日銀法再改正論議

む す び

## はじめに

日本銀行（1882=明治15年創立）は、わが国の中央銀行であり、かつ唯一の発券銀行である。諸外国においても、多くの場合、中央銀行は発券機能を持っている。しかし、すべての国で発券機能と中央銀行機能が同一の機関によって担当されているとは限らない。両者を分離している例として、シンガポールや香港がある<sup>(1)</sup>。

発券銀行は、銀行券又は紙幣を発行する銀行又は金融機関であり、改めて説明を要しないであろう。しかし、中央銀行の概念ないし機能は国により、時代によって異なる。中央銀行という概念が形成されたのは19世紀半ば以降とされる<sup>(2)</sup>。中央銀行を構成員とする国際決済銀行（BIS、1930年設立）の規約で

第 1 表 中央銀行の設立時期と「通貨の独占発行権」の付与時期

銀行名	創立年	通貨の独占発行権	最後の貸手機能 (10年単位で表示)
スウェーデン・リクスバンク	1668	1897	1890
イングランド銀行	1694	1844	1870
フランス銀行	1800	1848	1880
フィンランド銀行	1811	1886	1890
オランダ銀行	1814	1863	1870
オーストリア国立銀行	1816	1816	1870
ノルウェー銀行	1816	1818	1890
デンマーク国立銀行	1818	1818	1880
ポルトガル銀行	1846	1888	1870
ベルギー国立銀行	1850	1850	1850
スペイン銀行	1874	1874	1910
ライヒスバンク (ブンデスバンクの前身)	1876	1876	1880
日本銀行	1882	1883	1880
イタリア銀行	1893	1926	1890

(出典) Forrest Capie, Charles Goodhart, Stanley Fisher & Norbert Schnadt, *The Future of Central Banking*, 1994.

は、中央銀行を「国内の通貨及び信用の量を統制する義務を負託された銀行」(即ち、金融政策の担当者)と定義している<sup>(3)</sup>。

今日、世界各国の中央銀行をみると、イングランド銀行(1694年創立)など歴史の古いところは、当初、一発券銀行として設立され、その後、発券機能を独占するとともに、中央銀行へと転化していった<sup>(4)</sup>。スウェーデン・リクスバンク(1668年創立)やフランス銀行(1800年設立)なども、そうである(第1表参照)。

19世紀には、一発券銀行として設立されたものと、最初から独占的発券銀行として設立されたものが混在している。しかし、20世紀に入って設立された中央銀行は、ほとんどが、最初から独占的発券銀行であった。米国の連邦準備制度(1914年設立)がその好例である。

わが国の場合、日本銀行の創立に先行して為替会社（1869年設立）及び国立銀行（1873～78年設立）が発券機能を果たしていた。つまり、発券機能は、まず為替会社に始まり<sup>(5)</sup>、それが、1873年に国立銀行へ継承され、さらに1884年、日本銀行へと継承されたのである。

本稿ではわが国における発券機能が、為替会社から国立銀行、そして日本銀行へと継承された経緯を明らかにしていきたい。

## I 為替会社

維新政府は、1869（明治2）年、全国主要都市や開港場に「通商司」を設置し、貿易に関わる様々の問題に対処するとともに、内外商業の振興を通じて歳入の増加を図ろうとした。このため、通商司は、民間に通商会社と為替会社（為換会社）の設立を勧奨した。前者は内外の商業を振興し、また起業することを狙いとする一方、後者はそれに必要な資本を融通して、その活動を支援するとともに民間への融資に便宜を図ることを目的としたのである<sup>(6)</sup>。

### (1) 為替会社の創設

これら2種類の会社に対して、政府は特別の保護を与えたので、1969年6月、7月以来、為替会社を開業するものが相次いだ。このうち主なものは東京、横浜、新潟、京都、大阪、神戸、大津、敦賀の8ヶ所であった。為替会社の社員となって社業に最も尽力したものは、多くは旧幕時代に御用為替方をつとめた三井、小野、島田、奥田などの有力者であった。

為替会社は「各国『バンク』ノ法ニ倣ヒテ金銀融通自在ナラシムル<sup>(7)</sup>」もので、紙幣発行の特権をもち、わが国発券銀行の嚆矢であった。「為替会社」は“Bank”の訳語であり、為替会社が発行した紙幣にはBankの文字が印刷されていた。したがって為替会社は欧米から導入されたものとみられるが、具体的にどこの国の制度をモデルとしたものか明らかでない。

1869年8月、通商司は、全文26ヶ条から成る「為替会社規則」を定めた<sup>(8)</sup>。

それによれば、為替会社は「諸国為替金融通自在」を目的とするもので、貸付・為替元備金として官金が下付されること、総頭取をはじめ社内一統分限に応じて出資し、貸付・為替元備に付加すること、が定められており（規則第1条～第3条）、実質的に半官半民の会社であった。

また、為替会社は「社外ノ者ニテモ社中へ預金致候儀ハ随意タルベシ」（第4条）とされていたので、一般公衆から預金を受け入れることを許されていた訳であるが、その額は僅かなもので、主な営業資金は、当初、政府から下付された太政官札、時折運用を委託された官金、自ら発行する金券、銀券、銭券及び洋銀券であった。

こうして為替会社は貸付業務を運営し、信用制度の発展を促して金融の疏通を図ったのであるが、その貸付も、或いは「引当証拠物相預り」或いは「荷物引当ヲ以テシ」、また時には「引当品之無クトモ」、融通のため応ずることとした外、為替、両替及び正金（金、銀）の売買をも併せ営んだのであるから、為替会社は、わが国の近代的な金融機関と称しうる最初のものであった。

政府から為替会社に対して、貸付並びに為替元備金として下付され、運用された金額は巨額に上った。各会社の創立に際して貸下げられた金額は、主要5社に対して総額162万両余にのぼった（第2表参照）。

この貸下金は、一方では、会社を保護するためであったが、同時にまた他方では公衆が太政官札を嫌忌したため、やゝもすると金・銀貨に対して、その価値が下落する傾向があったので、会社にこれを委託して、その流通を促進させる狙いもあった。貸下金はすべて太政官札を以って行われたが、ただ神戸為替会社に対してだけは15万両に限り、正金で下付された。これは当時の金融通貨事情に対応した例外的措置であった。

## (2) 紙幣の発行

さきに述べたように、為替会社は営業資金の一部にあてるため、金券、銀権、銭券、洋銀券といった紙幣を発行したが、これは政府の特許によるもので

第2表 各地為替会社の主要指標

会社名	身元金	貸下金	紙幣発行高		
			金 券	銀 券	銭 券
東京為替会社	948,500 <sup>両</sup>	332,000 <sup>両</sup>	1,500,000 <sup>両</sup>	534,210 <sup>両</sup>	— <sup>貫</sup>
横浜為替会社	178,000	300,000	1,500,000	—	—
西京為替会社	238,500	300,000	640,000	—	1,276,323
大阪為替会社	466,565	460,000	1,853,450	—	1,408,034
神戸為替会社	118,000	230,000	500,000	—	—
大津為替会社	100,000		262,500	—	—
新潟為替会社	268,443		50,000	—	—
敦賀為替会社	45,650		41,000	—	—
合 計	2,363,658	1,622,000	6,346,950	534,210	2,684,357

(注) 横浜為替会社は、上記の外、洋銀券3,000,000ドルを発行した。

(出典) 加藤俊彦『本邦銀行史論』東大出版会、1957年、20ページ。

あって、わが国の金融機関による最初の紙幣発行であった。政府としては、これによって民間の資金融通を便利ならしめ、同時に、またこれによって、従来諸藩の発行していた藩札を消却させようとの意図もあり、政府の特許を得ない預り切手の類は通用停止としたのである。

紙幣のうち、金券は各社ともこれを発行し、金貨を以って引き換えることのできる兌換券であった。銀券と銭券は小額券の欠乏と銅銭の不足を補充するのが狙いであったが、どちらも、政府紙幣で引き換える制度になっていたから、これらは一種の不換紙幣であった。このうち、東京で発行されたものは銀目であったから銀券と称され、大阪、京都におけるものは銭目であったから銭券と呼ばれていたが、約1年後に、流通停止となった。

洋銀券は、横浜為替会社にのみ発行が認められた。それは、外国銀行の洋銀券<sup>(9)</sup>がわが国の開港場、とくに横浜で勢力を伸ばそうとするのを防ぎ、外国商人がわが国の市場で随意に洋銀相場を左右するのを抑制し、またわが国商人が横文字の小切手や手形の使用に不慣れであるために生じる危険を救うため

あって、その発行には洋銀（主にメキシコ銀貨）、わが国の正貨及び外国銀行洋銀券を準備にあてさせたのである。

為替会社は、政府から多額の貸下金を受け、各種紙幣の発行を許されるなど、さまざまな保護と規制の下で一時は隆昌の觀を呈したが、何分にも経営者に適材が乏しく、また当時の社会経済情勢が不安定であり、やがて、横浜為替会社以外の為替会社は業績不振となり、その経営が行き詰ってしまった。そして、1872（明治5）年に国立銀行条例が公布されると、為替会社は、国立銀行に轉換するか、廃業するかを選択を迫られることとなり、事実、横浜為替会社が横浜第二国立銀行へ轉換したのを除き、他の為替会社はすべて廃業した。

こうして、わが国最初の近代的金融機関である為替会社はほぼ3年で消滅したが、日本における合資組織の必要性を認識させ、かつ近代的銀行業とくに発券銀行としての端緒を開いた歴史的意義は認められてしかるべきであろう。

## II 国立銀行

為替会社の経営が必ずしも順調とはいえなかった当時、かねて米国へ財政経済事情の調査のため派遣されていた大蔵少輔伊藤博文は、1871年2月（明治3年12月）に意見書を提出し、①金本位制の採用、②金札引換公債証書の発行、③紙幣発行会社の設立、を建議した。伊藤の建議は、国内で様々の議論を呼んだが、それぞれ、1871年の新貨条例、72年の国立銀行条例、73年の金札引換公債証書条例として実現した。

伊藤の建白した紙幣発行会社案は、米国が南北戦争（1861-65）の為に、多額の不換紙幣を発行して、その価格が暴落したのに対し、公債証書を基本として銀行を設立させ、この銀行によって不換紙幣の回収整理を遂行した先例にならったものである<sup>10)</sup>。これに対して、やはり欧米で財政経済の調査研究に当たった大蔵省御用掛吉田清成は、独占的発券銀行であるイングランド銀行を中心とする英国流の通貨金融制度がわが国の実情に則していると主張した。両者の論

争は、後に「銀行論争」として歴史にその名をとどめることとなったが、結局、伊藤案が採用され、1872年12月、複数の民間銀行に銀行券発行を認める、国立銀行条例の制定をみるに至ったのである。

#### (1) 国立銀行条例

国立銀行条例（明治5年太政官布告第349号）は、全文28ヶ条、161節から成っていた。同条例は銀行の設立・組織に関する事項はもとより、業務に関しても貸付の制限、預金準備金の割合、国庫金の取扱いなどについての主要な事項を列挙している。

また、この条例には前文が付されており、いわば立法趣旨が述べられている。即ち、その冒頭には「貨幣流通ノ宜シキヲ得、運用交換ノ際ニ梗阻ノ弊ナカラシムルハ物産蕃殖ノ根軸ニシテ富国ノ基礎ニ候處」とあるし、また条例そのものの書き出しには、「国立銀行ハ政府ヨリ発行スル公債証書ノ抵当トシテ之ヲ大蔵省ニ預ケ、紙幣寮ヨリ通用紙幣ヲ受ケ取り、引換ノ準備金ヲ設ケテ之ヲ発行シ、以テ其ノ業ヲ営ムモノナリ」と明記されている。これは、国立銀行の2大使命ともいべき金融の疏通と政府紙幣の消却とを意味するものであって、その眼目とするところは、第6条の「銀行元金高（資本金の意）ノ制限及ヒ其ノ集合方法、公債証書、紙幣交取等ノ手續ヲ明ニス」という項目にあると認められる。

この条項によって、国立銀行の資本金は設立地における人口の多少に従って制限されるが、少なくとも1行5万円以上が必要とされた。銀行はその資本金の10分の6に相当する政府紙幣を大蔵省に納付して同額の公債証書を受け取り、その公債証書を抵当として大蔵省（紙幣寮）から同額の通用紙幣（銀行券）<sup>(1)</sup>を受け取り、これを発行して流通させる一方、資本金のうちで政府紙幣を大蔵省に納付した残余の10分の4はこれを正貨（金貨）で銀行に積み立てておき、その発行した紙幣の兌換準備とする。しかもその準備はいかなる場合でも紙幣発行高の3分の2を下回ることを得ないし、また、いささかでも紙幣に

よって要求される金貨との兌換を拒み、もしくは怠ってはならない、と規定されていた。

国立銀行の発行する紙幣には法貨の地位が与えられ、公債利子と海関税を除く外、「日本国中何レノ地ニ於テモ租税、運上（官・公有物ノ使用料）、貸借ノ取引、俸給其他一切ノ公私ノ取引ニ用イテ、都テ正金同様ノ運用」能力を有することを保証し、もし「此ノ紙幣受取渡ヲ拒ミ或ハ之ヲ妨ゲ其ノ他不正ノ所為アレハ其ノ者ハ国法ニ従テ之ヲ罰スヘシ」と規定していた（第8条）。同時に、この条例に準拠する紙幣の外は、すべて紙幣や金券などの発行が禁止されたのである（第22条）。

## (2) 国立銀行の設立

国立銀行条例が公布されると、これに準拠して最初に設立されたのは東京第一国立銀行であった。同行は従前、「御用為替組」として官金を扱ってきた三井、小野両家が出資者となって、1872（明治5）年に設立の許可を得、翌73年7月に開業したのである。次いで、横浜第二国立銀行が設立されたが、同行は上述のように横浜為替会社を改組したものであった。大阪第三国立銀行は、設立許可を受けたものの、創立総会が紛糾し、開業に至らずに解散した。このほか、新潟第四国立銀行、大阪第五国立銀行が設立された。これら4行の開業時期、資本金額及び紙幣発行許可額は第3表に示した通りである。

第3表 初期の国立銀行

銀行名	開業年月	資本金額	紙幣発行許可額
東京第一国立銀行	明治6年7月	2,500,000 <sup>円</sup>	1,500,000 <sup>円</sup>
横浜第二国立銀行	7. 8	250,000	150,000
新潟第四国立銀行	7. 3	200,000	120,000
大阪第五国立銀行	6. 12	500,000	300,000
合計		3,450,000	2,070,000

（出典）大蔵省『貨政考要』下編，1887年，226ページ。

国立銀行の主たる業務は、同条例第10条によれば、「為替、両換、約定為替、荷為替、預り金其ノ余<sup>(マ)</sup>、引受貸借、又ハ引当物ヲ取りテ貸金ヲナシ、貸借証書其ノ他ノ証券及ビ貨幣地銀ノ取引等」であるが、各行開業後の状況は種々の事情によって各行必ずしも一様ではなく、また繁閑の程度にもおのずから差異があった。概観すれば、貸付金が最も多くを占め、各種の預金及び振出手形がこれに次ぎ、為替、荷為替などの業務はほとんど取るに足りなかった。

一方、国立銀行の開業当初における銀行紙幣の流通状況をみると、政府としては、あらかじめ条例を以て銀行紙幣の确实性を保証し、かつ銀行に対しては、厳格な監督と保護とを以てこれに臨むこととなっていたばかりでなく、当時、紙幣と正貨とは価格にいまだ著しい開きはなかったもので、従前、世間では藩札及び官札のために苦い経験をしてきたにも拘らず、銀行紙幣の流通は少しも渋滞することなく、また銀行としては正貨との引換要求に煩わされないで、条例の趣旨は行き違いなく実現された。しかし、そうした順調な傾向は、その後必ずしも最初に予想したようには持続しなかった。事実、1874年6月をピークに紙幣流通高は減少に転じ、76年6月頃にはついにピーク時の4%程度となってしまった（第4表参照）。

このように銀行紙幣の流通が不円滑となり発行額が減少したのは、もっぱら正貨の騰貴を反映したもので、不換紙幣の増発に起因するものであった。こう

第4表 国立銀行紙幣流通高

年 月 末	銀 行 数	紙幣発行許可額	紙幣流通高
1873 (明治6). 12	2	1,800,000 <sup>円</sup>	852,520 <sup>円</sup>
74 ( 7 ). 6	3	1,920,000	1,356,979
74 ( 7 ). 12	4	2,070,000	802,730
75 ( 8 ). 6	4	2,070,000	381,163
75 ( 8 ). 12	4	1,470,000	233,861
76 ( 9 ). 6	4	1,470,000	62,456

(出典) 大蔵省『貨政考要』下編, 1887年, 234ページ。

した状況の下、国立銀行4行は、政府に対して連署して願書を提出し、通貨即ち政府紙幣をもって銀行紙幣の兌換に充て得ることを要請した。政府は審議の末、この願いを入れて救済策を立て、既に下付していた銀行紙幣総額の半分を限度として、準備金のなかから政府紙幣を貸し下げるとともに、同額の銀行紙幣を返納させることとした。この処置にも拘らず、事態は改善しなかったため、政府は国立銀行条例を全面的に改正することを決意するに至った。

### (3) 国立銀行条例の全面改正

国立銀行条例の一大眼目とされていた不換紙幣の回収整理は、成功に至らなかった。しかも、それに関連して苦境に陥った国立銀行を救済するとともに、金融の疏通を促すことは一日もゆるがせにできない急務であった。その為国立銀行条例の改正は不可避となった。

1876（明治9）年8月に公布された改正国立銀行条例（明治9年太政官布告第106号）は、全文16章120条から成り、全体の構成もその内容も改正前とは大きく変わった。主要な改正点は次の通りであった。

#### ①資本金額制限の緩和

資本金が、旧条例では「人口10万人以上の地においては50万円以上、人口10万人未満1万人以上の地では20万円以上、人口1万人未満3000人以上の地では5万円以上」であったのが、改正条例では「原則として10万円以上とするが、5万円以上でも認められることがある。但し、人口10万人以上の地では10万円以上」となった。

#### ②紙幣発行限度の拡張

国立銀行が銀行券発行の抵当として政府に預託するものは、従前は、六分利付金札引換公債証書に限られていたが、改正条例では、政府の発行する四分利付以上の公債証書であれば、種類に関係なく、これと同額の銀行紙幣を受け取ることができることとなった外、銀行紙幣の発行限度は資本金額の60%から80%へ引き上げられた。

### ③兌換の方法及び準備の変更

従前の正貨兌換の制度を改め、通貨即ち、政府紙幣を以て引換準備に充てることを許し、また引換準備金は資本金の20%に当たる通貨をもってこれに充て、常に紙幣流通高の25%とすることを目標とするように規定したのである。

こうした改正によって、正貨兌換の制度は失われ、国立銀行が事実上、不換の銀行紙幣を発行する銀行と化すこととなるので、通貨政策としては後退を意味していたが、銀行の経営上、業務上は多大の便益を与えるものであった。

1876（明治9）年5月、国立銀行条例改正案が作成されると、大蔵省御雇英人シャンド（Alexander Allan Shand, 1844～1930）は、日本における中央銀行創設の必要性を強調し、政府の国立銀行条例改正案を痛烈に批判した<sup>12)</sup>。シャンドが中央銀行創設を主張した根拠は、ヨーロッパ主要国の中央銀行の歴史と著名な経済学者、金融学者の学説にあった。彼は英国、フランス、ドイツ等の中央銀行制度について述べ、それらの眼目は、「紙幣発行ノ権ヲ一ノミニ限り該銀行ヲシテ実ニ政府ノ代理人タラシム」ることにあるとし、それに関して次の3点を強調した。

- ①地方ノ発行ヲ廃止スルコト。
- ②政府ノ管轄ヲ受クルーツノ銀行へ紙幣発行ノ権を聚ムルコト。
- ③政府ハ如此銀行ヨリ発行スル銀行紙幣ノ利潤ヲ受クベキコト。

このように、シャンドは当時のイングランド銀行のような単一の発券銀行の設立を強く勧告したが、政府が採用するには至らなかった。

### (4) 国立銀行の乱立

改正国立銀行条例によって、国立銀行の設立及び経営が容易となり、また有利でもあったので、その後、国立銀行は各地に陸続と設立され、数年後には150行をこえるに至った（第5表参照）。しかし、国立銀行の設立を無制限に認めれば、ますます紙幣が増発されて、必然的に物価の騰貴を招くばかりでなく、銀行の乱立は経済発展にも悪影響を及ぼすことが懸念されたため、全国の

第 5 表 国立銀行紙幣及び政府紙幣

年 末	行数	資本金	銀行紙幣流通高	政府紙幣流通高
1873 (明治 6)	2	3,000,000	852,520	97,614,863
74 ( 〃 7)	4	3,450,000	802,730	96,556,919
75 ( 〃 8)	4	3,450,000	233,861	100,172,426
76 ( 〃 9)	5	2,550,000	1,654,976	105,754,387
77 ( 〃 10)	26	22,986,100	13,021,976	105,888,258
78 ( 〃 11)	95	33,351,100	24,455,159	139,418,592
79 ( 〃 12)	151	40,616,100	33,965,282	130,308,921
80 ( 〃 13)	151	43,042,100	34,398,071	124,940,486
81 ( 〃 14)	148	43,886,100	34,375,950	118,905,194
82 ( 〃 15)	143	44,206,100	34,385,424	109,369,014

(出典) 明石照男『明治銀行史』改造社, 1935年, 40, 49, 50ページ。

国立銀行の資本金総額を4000万円、発行紙幣総額を3442万円に制限することとした。その後、1879 (明治12) 年12月に開業した京都第百五十三国立銀行を以って上記制限を超過したので、以後は国立銀行の設立は認可されないこととなる (第 6 表参照)。

1876年 8 月に改正条例が施行されると、国立銀行の営業は目覚ましい発展を遂げ、また銀行紙幣の流通に関しては、官民ともにその円滑な流通に尽力したので、発行高は急速な増加基調をたどった。これに加えて、翌77年西南戦争が勃発するに及んで、政府は軍費調達のため、東京第十五国立銀行<sup>(13)</sup>の紙幣発行限度を拡大するとともに、自らも政府紙幣を増発したため、通貨の大膨張を惹起し、これに伴って一般物価の騰貴を招来した。これとともに、世間一般の投機熱が盛んとなり、経済界は不安定性を増してきた。

こうした状況の背景に銀価騰貴があったため当初、大隈重信大蔵卿は国庫保有の銀貨を売り出し、1879年 2 月には横浜洋銀取引所を開設したが、その効果があがらず、結局原因は不換紙幣の増発にあるとの認識が強まってきた。

1881 (明治14) 年、政変によって大隈が退陣し、松方正義が大蔵卿に就任し

第6表 国立銀行総覧

銀行名	開業年月	開業時		明治15年6月末現在	
		資本金	紙幣発行限度	資本金	紙幣発行限度
東京第一国立銀行	明治 9. 9	千円 1,500	千円 1,200	千円 1,500	千円 1,200
横浜第二国立銀行	9.11	250	200	500	400
東京第三国立銀行	9.12	200	160	300	240
新潟第四国立銀行	9.12	300	240	350	240
東京第五国立銀行	9.10	300	240	300	240
福島第六国立銀行	10. 3	100	80	250	200
高知第七国立銀行	10. 3	100	80	150	110
豊橋第八国立銀行	10. 3	100	80	150	120
熊本第九国立銀行	10.12	55	44	120	80
山梨第十国立銀行	10. 4	150	120	250	200
名古屋第十一国立銀行	10. 7	100	80	200	160
金沢第十二国立銀行	10. 8	200	160	200	160
大阪第十三国立銀行	10. 5	250	200	500	400
松本第十四国立銀行	10. 8	100	80	200	80
東京第十五国立銀行	10. 5	17,826	16,660	17,826	16,660
岐阜第十六国立銀行	10.10	50	40	150	80
福岡第十七国立銀行	10.11	105	84	200	160
長崎第十八国立銀行	10.12	160	128	250	200
上田第十九国立銀行	10.11	100	80	200	120
東京第二十国立銀行	10. 8	250	200	250	200
長浜第二十一国立銀行	10.12	100	80	100	80
岡山第二十二国立銀行	10.11	50	40	300	232
大分第二十三国立銀行	10.11	50	40	200	144
飯山第二十四国立銀行	10.11	80	64	80	64
小浜第二十五国立銀行	11. 1	50	40	130	104
大阪第二十六国立銀行	11. 4	50	40	200	80
東京第二十七国立銀行	10.12	210	168	300	200
浜松第二十八国立銀行	11. 1	120	96	300	160
川ノ石第二十九国立銀行	11. 3	100	80	150	80
東京第三十国立銀行	10.12	250	200	350	280
若松第三十一国立銀行	11. 6	100	80	100	80

銀行名	開業年月	開業時		明治15年6月末現在	
		資本金	紙幣発行限度	資本金	紙幣発行限度
大阪第三十二国立銀行	11. 2	130	104	360	288
東京第三十三国立銀行	11. 2	200	160	300	160
大阪第三十四国立銀行	11. 4	100	80	250	200
静岡第三十五国立銀行	11. 5	70	56	100	56
八王子第三十六国立銀行	11. 4	50	40	150	80
高知第三十七国立銀行	11.12	150	120	250	120
姫路第三十八国立銀行	11.11	230	184	230	184
前橋第三十九国立銀行	11. 1	350	280	350	284
館林第四十国立銀行	11.11	150	120	150	120
栃木第四十一国立銀行	11. 9	200	160	200	160
大阪第四十二国立銀行	11.10	200	160	250	200
和歌山第四十三国立銀行	11.11	200	160	200	160
東京第四十四国立銀行	11. 8	700	560	700	560
東京第四十五国立銀行	11.10	100	80	100	80
多治見第四十六国立銀行	12. 2	50	40	180	40
八幡第四十七国立銀行	11.11	95	76	95	76
秋田第四十八国立銀行	12. 1	50	40	100	80
京都第四十九国立銀行	11. 6	200	160	200	160
土浦第五十国立銀行	11. 9	100	80	100	80
岸和田第五十一国立銀行	11.12	100	80	100	80
松山第五十二国立銀行	11. 9	70	56	150	80
津和野第五十三国立銀行	12. 2	80	64	80	64
沼津第五十四国立銀行	11.10	70	56	70	56
出石第五十五国立銀行	11.11	50	40	50	40
明石第五十六国立銀行	11. 8	50	40	130	64
武生第五十七国立銀行	11.10	50	40	50	40
大阪第五十八国立銀行	11.11	120	96	200	136
弘前第五十九国立銀行	12. 1	200	160	200	160
東京第六十国立銀行	11. 9	250	200	250	200
久留米第六十一国立銀行	11.11	100	80	150	80
水戸第六十二国立銀行	11.10	100	80	100	80
松代第六十三国立銀行	11.12	100	80	250	80
大津第六十四国立銀行	11. 7	250	200	300	120

銀行名	開業年月	開業時		明治15年6月末現在	
		資本金	紙幣発行限度	資本金	紙幣発行限度
鳥取第六十五国立銀行	12. 1	70	56	70	56
尾道第六十六国立銀行	12. 4	180	144	250	144
鶴岡第六十七国立銀行	11.12	80	64	250	128
郡山第六十八国立銀行	12. 1	80	64	80	64
長岡第六十九国立銀行	11.12	100	80	230	80
淀第七十国立銀行	12. 4	50	40	50	40
村上第七十一国立銀行	11.11	70	40	50	40
酒田第七十二国立銀行	11.11	80	64	160	64
兵庫第七十三国立銀行	11.12	50	40	140	112
横浜第七十四国立銀行	11. 7	250	200	400	320
金沢第七十五国立銀行	12. 1	50	40	100	40
高須第七十六国立銀行	12. 1	70	56	70	56
仙台第七十七国立銀行	11.12	250	200	250	200
中津第七十八国立銀行	11.11	80	64	80	64
松江第七十九国立銀行	11.11	100	80	200	80
高知第八十国立銀行	11.10	100	80	100	80
山形第八十一国立銀行	11.12	60	48	60	48
鳥取第八十二国立銀行	11.11	200	160	200	160
上野第八十三国立銀行	11.11	50	40	50	40
大聖寺第八十四国立銀行	12. 1	90	40	90	40
川越第八十五国立銀行	11.12	200	160	200	160
高粱第八十六国立銀行	12. 5	80	64	80	64
大橋第八十七国立銀行	11.12	80	40	120	40
一ノ関第八十八国立銀行	11.12	50	40	50	40
徳島第八十九国立銀行	12. 5	200	160	260	160
盛岡第九十国立銀行	11.12	100	80	100	80
福井第九十一国立銀行	11.12	50	40	50	40
福井第九十二国立銀行	11.12	120	96	120	96
三春第九十三国立銀行	11.11	50	40	120	40
龍野第九十四国立銀行	11.12	50	40	50	40
東京第九十五国立銀行	11.10	200	160	200	160
柳川第九十六国立銀行	12. 1	50	40	80	40
小城第九十七国立銀行	12. 3	50	40	50	40

銀行名	開業年月	開業時		明治15年6月末現在	
		資本金	紙幣発行限度	資本金	紙幣発行限度
千葉第九十八国立銀行	11. 12	120	96	120	96
平戸第九十九国立銀行	12. 2	50	40	50	40
東京第百国立銀行	11. 9	200	160	200	160
梁川第百一国立銀行	11. 11	60	40	110	40
巖原第百二国立銀行	12. 1	50	40	50	40
岩国第百三国立銀行	11. 12	50	40	80	40
水戸第百四国立銀行	11. 10	100	72	120	96
津第百五国立銀行	12. 3	80	64	80	64
佐賀第百六国立銀行	12. 4	300	240	300	240
福島第百七国立銀行	11. 10	100	40	350	40
須賀川第百八国立銀行	11. 10	50	40	150	40
佐伯第百九国立銀行	12. 1	50	40	60	40
山口第百十国立銀行	12. 3	600	464	600	464
京都第百十一国立銀行	11. 12	50	40	70	56
東京第百十二国立銀行	11. 10	100	80	100	80
函館第百十三国立銀行	12. 1	150	120	200	160
高松第百十四国立銀行	11. 11	50	40	90	40
亀山第百十五国立銀行	12. 1	70	56	70	56
新発田第百十六国立銀行	12. 2	50	40	150	40
飯田第百十七国立銀行	12. 1	50	40	110	40
東京第百十八国立銀行	11. 12	100	80	(半田第百三十六国立銀行と合併)	
東京第百十九国立銀行	12. 1	300	166	300	160
古河第百二十国立銀行	12. 1	50	40	100	40
大坂第百二十一国立銀行	12. 4	220	120	260	120
桑名第百二十二国立銀行	12. 5	150	112	150	112
富山第百二十三国立銀行	12. 2	80	64	130	64
見附第百二十四国立銀行	11. 11	50	40	70	40
米澤第百二十五国立銀行	12. 2	80	64	80	64
大坂第百二十六国立銀行	12. 1	100	80	200	120
丸亀第百二十七国立銀行	12. 2	150	120	150	120
八幡第百二十八国立銀行	12. 2	50	40	50	40
大垣第百二十九国立銀行	12. 4	70	56	70	56
大坂第百三十国立銀行	12. 2	250	120	250	120

銀行名	開業年月	開業時		明治15年6月末現在	
		資本金	紙幣発行限度	資本金	紙幣発行限度
大底第三百一十一国立銀行	12. 6	60	48	(大阪第三十二国立銀行と合併)	
保土ヶ谷第三百十二国立銀行	12. 5	70	40	70	40
彦根第三百十三国立銀行	12. 4	100	80	100	80
名古屋第三百十四国立銀行	12. 1	150	120	150	120
宇上第三百十五国立銀行	12. 4	80	64	80	64
半田第三百十六国立銀行	12. 6	70	56	170	136
笹山第三百十七国立銀行	12. 6	50	40	50	40
二俣第三百十八国立銀行	12. 3	50	32	150	32
高田第三百十九国立銀行	12. 2	100	80	200	80
山形第三百四十国立銀行	12. 3	100	94	(鶴岡第六十七国立銀行と合併)	
西條第三百四十一国立銀行	12. 4	50	40	50	40
銚子第三百四十二国立銀行	12. 5	50	40	(大阪第三十二国立銀行と合併)	
八街第三百四十三国立銀行	12. 6	100	80	(東京第三十国立銀行と合併)	
舩肥第三百四十四国立銀行	12. 5	50	40	50	40
延岡第三百四十五国立銀行	12. 4	50	40	50	40
広島第三百四十六国立銀行	12. 4	80	64	80	64
鹿児島第三百四十七国立銀行	12.10	400	320	400	320
大阪第三百四十八国立銀行	12. 4	100	80	100	80
函館第三百四十九国立銀行	13. 2	130	80	130	80
八戸第三百五十国立銀行	12. 5	50	40	100	40
熊本第三百五十一国立銀行	12.10	65	52	65	52
沖縄第三百五十二国立銀行	13. 3	100	40	130	40
京都第三百五十三国立銀行	12.12	80	64	80	64
合計		37,726	32,108	43,996	34,396

(出典) 大蔵省『貨政考要』下編, 1887年, 313～322ページ。

た。松方は一大決心を以て紙幣消却による財政経済の改善策をたて、後年いうところの松方デフレ政策を敢行したのである。即ち、「方今の急務は紙幣運用の機軸を定め、正貨を蓄積して紙幣償還の元資を充実せしめ、物産を興隆して輸入を制する目的を立つる」<sup>14)</sup>ことにあるとの趣旨に基づき、一連の施策を立

案したが、そのうちの主として金融に関するものとしては、中央銀行、貯蓄銀行及び不動産銀行の設立構想があった。

### Ⅲ 日本銀行（第 1 期）

1882（明治15）年 6 月、明治政府は、わが国の中央銀行を設立するため、「日本銀行条例」（明治15年太政官布告第32号）を公布した。

#### (1) 日本銀行条例

日本銀行条例は全文25ヶ条から成るがおよそ 5 項目に要約される。すなわち、

- ①本店を東京におき、各府県の首都その他要衝の地に支店または出張所を設け、また他の銀行との間にコルレス契約を締結すること
- ②営業の範囲、
- ③営業の制限、
- ④国庫金の取扱い、及び
- ⑤兌換銀行券の発行（但し、詳細は兌換銀行券条例で規定）、

がそれである。

政府は、1882年 6 月27日条例を公布した当日、官民から日本銀行創立事務委員を任命した。株主の応募は予想外に好調で、同年 8 月に官民双方の株式払込みが円滑に終了するのを待って、総裁、副総裁をはじめ、理事及び監事を政府みずから任命した。そして、10月10日に日本銀行の開業をみたのである。

日本銀行条例及び同行定款はベルギー国立銀行（*Benque Nationale de Belgique*, 1850年設立）を主たる典拠とし、これに他の欧州諸国中央銀行の長所を取り入れ、さらにわが国固有の事情をも参酌して作成された。その要点は次の通りである。

- ①営業年限を30ヶ年とすること。
- ②資本金を1000万円とする。但し、政府は資本金の半額出資を引き受けて同行の株主となる。

- ③資本金は開業前にその5分の1相当額を払い込み、残額は営業上の都合により、幾回かに分割して払い込ませる。
- ④営業に制限を設けて危険な事業を禁止する。
- ⑤政府の判断によって国庫の出納事務に従事させる。
- ⑥兌換銀行券発行の特権を付与する。但し、当分の間はこれを許さない。
- ⑦総裁を勅任とし、副総裁を奏任とする<sup>(15)</sup>。
- ⑧大蔵卿に従属する日本銀行監理官を置く。
- ⑨毎月大蔵卿に報告を提出させる。

創立後、日本銀行の業務拡大に伴って資本金も増額され、1887（明治20）年2000万円、95（明治28）年3000万円、1910（明治43）年6000万円となった。1910年は丁度営業開始後30年目に当り、営業年限の30年延長も決定された。

日本銀行条例の制定に重要な役割を果たしたのは松方正義である。1881（明治14）年9月、2年間の外遊から帰国し、内務卿の地位についた松方正義は、「財政議」と題する建議を太政官に提出し、中央銀行設立の必要性を強調した。続いて、翌年3月松方は大蔵卿に就任するや「日本銀行創立ノ議」並びに「日本銀行創立趣旨書」及び「日本銀行条例、同定款の草案」を、三条実美太政大臣に提出した。

松方の「日本銀行創立ノ議」及び「日本銀行創立趣旨書」の骨子は下記5項目にわたる。

- ① 「金融ヲ便易ニスル事」。即ち、中央銀行を以て全国銀行の枢軸となし、国立銀行に対してはあたかもこれを支店のようにみなすことにすれば、貨財の流通が国内にゆきわたって、おのずから融和の気風を養い、金融の繁閑を均等順調にすることができる。
- ② 「国立銀行、諸会社等ノ資力ヲ拡張スル事」。即ち、貸付、割引により一般銀行に融通の途を開いて、金融逼迫の発生を抑え、また、商工業諸会社に対してはその危急を救い、かつ資源の拡充を促す。

- ③ 「金利ヲ低減スル事」。即ち、専ら手形の割引につとめさせ、貸付資本の回轉を敏速にして、金融の円滑を図り、金利の低減を促すようにする。
- ④ 「中央銀行ヲ設立シ、業務整頓ノ日ニ至ラハ、大蔵省事務ノ中央銀行ニ託シテ弊害ナキモノハ分チテ之ニ付スル事」。即ち官金の繁閑を測って手形の割引に利用させ、国庫の利益をはかるとともに、民間への融資にも便宜を与えるようにし、そして内外貨幣や金銀地金を買い入れる資金にあてさせる。
- ⑤ 「外国手形割引ノ事」。即ち、外国為替手形の割引により、必要に応じて正貨（金銀貨）を海外から吸引させ、正貨の流出入を助長または抑制する上に、割引歩合の引上げ又は引下げを行う。

(2) ベルギー国立銀行がモデル

日本銀行条例の制定に当って、ベルギー国立銀行条例がその典拠とされたが、何故ベルギーの中央銀行制度を範としたかについて、松方は「日本銀行創立趣旨書」のなかで次のように述べている。

「欧州諸国中央銀行ノ制ヲ通観スルニ、規模ノ拡大ナル<sup>セイショウ</sup>勢焰<sup>カクエキ</sup>ノ赫奕ナルハ固ヨリ英仏両銀行ノ右ニ出ル者ナシト雖トモ、其機関ノ完全ナルト事業ノ整理セルトニ至テハ、<sup>ベルギー</sup>白耳義国立銀行ヲ以テ之レガ最トス<sup>ケダ</sup>蓋シ該国立銀行ノ創立最モ<sup>バンキン</sup>輒近ニ在ルヲ以テ、英仏澳米諸国ノ成蹟ニ考エ利害損失ノ存スル所ヲ<sup>ツマビラ</sup>審カニシ、萃ヲ<sup>フクテツ</sup>抜き華ヲ摘ミ前車ノ覆轍ハ之ヲ未然ニ警戒シ以テ其<sup>カンベキ</sup>完璧ヲ成スヲ得タリ（以下略）。

また、日本銀行条例の制定に当ってベルギー国立銀行条例を主な典拠とするに至った契機はフランスの大蔵大臣レオン・セイ<sup>16)</sup>の示唆によるものであった。これについて、松方正義は後に次のように述べている。

「明治11年<sup>フランス</sup>正義<sup>フランス</sup>仏国に赴ク 当時<sup>フランス</sup>経済学ノ泰斗レオン・セイ大蔵大臣タリ 正義<sup>フランス</sup>屢々之ト会シ 財政<sup>フランス</sup>経済ノコトヲ講究シ 深く中央銀行ヲ設立シ金融ヲ疏通シ財務ヲ救済スルノ必要ヲ感ス 蓋シ金融ノ民間ニ於ケル（中略）中央銀

行ハ一國金融ノ心臓タルモノナレハナリ 因リテ<sup>フランス</sup>仏蘭西銀行ノコトヲ研究セント欲シ之ヲレオン・セイニ云フ レオン・セイ曰ク<sup>フランス</sup>仏蘭西銀行ハ創立年古ク其組織執務ノ方法因襲ノ久シキ条理ニ從ヒ之ヲ究明シ難キモノアリ <sup>ベルギー</sup>白耳義銀行ノ設立日新ニシテ秩序整然組織完備セルニ如カス」(以下略)

日本銀行は、最初からわが国の中央銀行として設立されたが、銀行券は当初から発行されたわけではない。当時は正貨が不足しており、一時に必要な兌換準備として正貨をみたくすることができなかつたからである。さりとて、公債証書を抵当とする銀行券発行の制度を採用すれば、国立銀行の失敗をくり返すことは自明であるが、他に適当な方法もないところから、止むなく兌換券発行のことは、しばらくこれを他日の解決に待つこととし、その代策として政府は自ら資本金の半額を引き受け、保護助成の方針を明らかにしたのである<sup>17)</sup>。

### (3) 兌換銀行券条例

やがて、紙幣整理計画が進捗し、銀貨と紙幣の価格差がほぼ解消したため、政府は日本銀行兌換券の発行が可能と考え、1884(明治17)年5月26日兌換銀行券条例(明治17年太政官布告第18号)を公布し、同年7月1日これを施行した。

兌換銀行券条例は全文12ヶ条からなり、その主旨とするところは、同条例第1条及び第2条に規定されていた。即ち、兌換銀行券は銀貨を以て兌換されるものとし、日本銀行は、その発行高に対して相当の銀貨を備え置き、これが兌換準備に充つべしというものであって、発行高及び兌換準備率に関してはとくに規定は設けられていなかった。かくて、1885(明治18)年5月初めて十円の兌換銀行券が発行されたのに続き、9月には1円券及び百円券が発行された<sup>18)</sup>。

兌換銀行券条例に基づいて日本銀行が初めて兌換銀行券を発行したのは上記のように1885年5月であったが、同条例により、日本銀行は、当初「兌換銀行

券発行高二対シ相当ノ銀貨（正貨）」を兌換準備として保有するという銀本位制であった。しかし、1888（明治21）年8月の条例改正により、正貨準備発行は無制限とするが、公債証書その他確実な証券又は手形を準備とする保証発行限度が7000万円と定められ。さらに必要に応じて年5%以上の発行税の納付を条件として制限外発行が認められる保証準備屈伸制限制度が採用された<sup>19)</sup>。

最初の制限外発行は1890（明治23）年の恐慌に際して実施されたが、同年5月の条例改正により保証発行限度は8500万円に拡大された。保証発行限度はその後、累次にわたり拡大され、1939（昭和14）年には22億円に達した（第7表参照）。

1941（昭和16）年3月に至り、政府はついに臨時立法を以って、最高発行額屈伸制限制度の採用を決定し（正貨準備発行と保証発行との区別を撤廃）、管理通貨制度への移行を法制上も確定することとしたのである。これにより1941年度の最高発行限度は47億円と定められ、なお必要により発行税を納付して制限外発行を行うことができるとされたのである。

第7表 保証発行限度額の推移

年 月	保証発行限度
1888（明治21）. 8	7000万円
1890（ 〃 23）. 5	8,500
1899（ 〃 32）. 3	12,000
1932（昭和7）. 6	100,000
1938（ 〃 13）. 3	170,000
1939（ 〃 14）. 4	220,000
1941（ 〃 16）. 3	廃止（最高発行額屈伸制限制度へ移行）

（資料）中山伊知郎編『経済学大辞典』東洋経済新報社，1963年。

## IV 日本銀行（第2期）

1910（明治43）年2月、大蔵省告示第24号により日本銀行の営業年限が30年間延長されたが、昭和期に入ると、再三日本銀行条例の改正が検討された。しかし、何れも重大事件の勃発によりその実現をみなかった。しかし、再度の営業年限となる1942（昭和17）年には遂に大幅な改革が実現した。しかも、奇しくもその前年に太平洋戦争が勃発したこともあり、新たに日本銀行法（昭和17年法第67号。以下、昭和日銀法）が制定されたのである。

### (1) 日本銀行法（昭和日銀法）

昭和日銀法は、日本銀行条例、兌換銀行券条例及び日本銀行納付金法（昭和7年法第10号）を統合し、下記の通り全文7章78ヶ条で構成されていた。

第1章 総則（第1条～第13条）

第2章 職員（第14条～第19条）

第3章 業務（第20条～第28条）

第4章 銀行券（第29条～第36条）

第5章 経理（第37条～第41条）

第6章 監督（第42条～第47条）

第7章 罰則（第48条）

附則（第49条～第78条）

1942年、日本銀行制度の全面的改革が必要となり、昭和日銀法が制定された理由として、吉野俊彦氏は次の5点をあげている<sup>(20)</sup>。

第1に、1937（昭和12）年、結城豊太郎蔵相により軍需生産力の拡充が政府の政策として採り上げられた際、これに必要な資金の調達を円滑に行うという意味で、日本銀行がその建前とする商業金融中心主義を捨てて、公然と産業金融へ進出すべきであるとされたこと。

第2は、発券制度の改革である。前述のように、正貨準備の不足のため、

1888年に保証発行屈伸制限制度を導入したものの、1941年には暫定的に最高発行額屈伸制限制度を採用しており、これを恒久化する必要があったこと。

第3に、日本銀行の国際金融に関する規定を欠いていたため、国際決済銀行（BIS）への参加や外国中央銀行との取引などで不都合な点が多く、その改善策を迫られていたこと<sup>(21)</sup>。

第4に、民間資金の蓄積が進むにつれ、有力市中銀行が日本銀行にその資金融通を仰ぐような事態が漸次消滅しつつあり、資金の一体的運営を期すためには、日本銀行を中核として金融機関全般を包含する組織体を形成することが必要となったこと。

第5に、日本銀行の性格である。日本銀行の使命として公共のため奉仕すべきこととされているが、法制上は一種の株式会社組織に外ならず、このため日本銀行が営利を目的として行動するように考えられることが少なくなかったのである。

## (2) ライヒスバンクがモデル

昭和日銀法は、当時わが国と同盟関係にあったナチス・ドイツの統制経済思想の影響を受けたもので、その典拠はドイツのライヒスバンク法（1939年6月制定）にあった。

事実、昭和日銀法には、次のようにライヒスバンク法と共通する点が多々あった。

### ① 国家目的の強調

昭和日銀法第1条において、「日本銀行ハ国家経済総力ノ適切ナル發揮ヲ図ル為国家ノ政策ニ即シ……」と規定したほか、更に第2条において「日本銀行ハ専ラ国家目的ノ達成ヲ使命トシテ運営セラルベシ」と規定しているのは、日本銀行条例には全くなかった条項であり、ドイツ・ライヒスバンク法前文と相通じるものがある。

### ② 主務大臣の一般的業務命令権・監督命令権

昭和日銀法は、第42条において「日本銀行ハ主務大臣之ヲ監督ス」と規定したほか、第43条及び第44条において、主務大臣の一般的業務命令権・監督命令権を規定していた。このような一般的業務命令権等はライヒスバンクにおける一般的指令権と軌を一にするものである。

### ③ 総裁の統裁権

昭和日銀法第15条により、総裁は日本銀行の「業務ヲ総理」することとなり、また定款第24条は総裁、副総裁、理事で構成する役員集会の議事は「総裁之ヲ統裁ス」と規定していた。こうした指導者原理は、日本銀行条例にはなかったもので、この点もライヒスバンクの規定と一致している。

### ④ 政府ないし主務大臣による重役の罷免権

昭和日銀法第47条は日本銀行の重役の罷免権が政府ないし主務大臣にあることを明定したが、その条件として法令、定款、主務大臣の命令に対する違反、公益阻害のほか「日本銀行ノ目的達成上特ニ必要アリト認ムルトキ」という極めて幅のある1項を挿入し、事実上政府の意向により罷免しうる可能性を含んでいた。日本銀行条例は、政府による重役の罷免権を規定していなかったもので、この点もドイツの総統がライヒスバンク重役の無条件罷免権を保有していたのと類似している。

### ⑤ 出資者（株主）の権限の大幅縮小

日本銀行の出資者は最高年5%の配当を受領できるだけで（解散の場合を除く）、経営人事に関与する権限は否認され、出資者総会の制度も設けられていない。日本銀行条例時代には株主総会があり、決算・剰余金処分のほか、定款の改正、営業年限の延長、増資の決議、一部重役人事にも関与していた。ライヒスバンクにおいては、持分所有者は年5%の配当を受領するだけであり、総会は存続するがその権限は大幅に縮小されていた。

### ⑥ 参与理事の廃止と参与の設置

昭和日銀法においては、総裁にすべての権限が集中されたのに伴い、社外重

役たる参与理事は廃止され、代わりに参与が設置された（第15条）。参与は全くの諮問機関にすぎない。この点、ライヒスバンクにおいては監理会を廃止し、代わりに顧問会を設置していた。

⑦ 著しく弾力的な管理通貨制度の採用

日本銀行券発行高に対して同額の保証物件を保有すれば足り（第32条）、銀行券と金及び外国為替との数量的関係は切断され、兌換銀行券条例とは根本的に異なる。この点、ライヒスバンクの発券制度に類似していたが日本銀行券の場合は最高発行限度が定められている点が異なる。しかも、その限度は主務大臣が決定するうえに、制限外発行が認められていたので、実質的には限度が無いに等しかった。

⑧ 公開市場操作、対政府無担保貸付及び国債の応募引受けを業務として規定

日本銀行は国債、債券、手形の売買（公開市場操作）を通常業務に加えた（第20条）ほか、財政に対する直接の信用供与を業務のなかに明定した（第22条）。日本銀行条例下にあつては、通常業務として政府発行の手形の割引買入れを認めたほか、特別の場合に公債証書の売買ができるように規定されていたが、これは公開市場操作の意味ではない。昭和日銀法のこの点に関する規定は既成事実の追認にすぎないとはいえ、やはりライヒスバンク法の規定と類似している。

⑨ 財政に対する無制限の信用供与

昭和日銀法には財政に対する直接間接の信用供与の限度は設定されておらず、これに対して兌換銀行券条例下では自ずと一定の限度が設けられていた点を考えると、やはり大きな変更である。ライヒスバンク法が財政に対する信用供与限度を事実上撤廃したのと同じである。

⑩ 純益金処分中における納付金割合の著増

日本銀行の純益金中から法定準備、任意準備、出資者配当を控除した金額

は、全額国庫に納付すべきものとされていたが（第39条）、これは日本銀行納付金法時代に比べて国庫納付金割合の著増を意味するとともに、ライヒスバンク法のこの点についての規定と全く同一である。

このように、昭和日銀法は、その典拠となったドイツ・ライヒスバンク法と多くの点で共通性をもつものであった。

### (3) 政策委員会設置

戦後、昭和日銀法は、臨時金利調整法（昭和22年法第181号）、通貨発行審議会法（同年法第197号、昭和27年廃止）、準備預金制度に関する法律（昭和32年法第135号）等の制定に伴い改正されたが、何れも部分的なもので唯一画期的な改正は、日本銀行政策委員会の設置を定めた「日本銀行法の一部を改正する法律」（昭和24年法第191号、以下「改正日銀法」）であった。

政策委員会の設置は、1949（昭和24）年3月、連合国最高司令官（SCAP）の特使として来日したドッジ使節団によって提起された。昭和日銀法にあっては、日本銀行は大蔵大臣の監督下におかれていたが、金融政策の強化のためには、米国の連邦準備制度理事会に倣って、日本銀行に政策委員会を設置し、政策決定を行わせるのが適切と考えたのである<sup>22</sup>。かくて、1949年6月、改正日銀法が成立した。

政策委員会は、日本銀行の最高意思決定機関と位置付けられた。委員は日本銀行総裁、政府代表2名、民間代表（政府の任命による）4名の計7名から構成され、議事は委員の過半数により決定されるが、政府代表2名に議決権はなかった（第13条の2）。

政策委員会の任務は、日本銀行の業務の運営、通貨・信用の調節、その他の金融政策の決定及び監督であり、その具体的管掌事項は、公定歩合並びに高率適用の決定・変更、割引手形の種類・条件の決定・変更、貸付担保の種類・条件・価格の決定・変更、公開市場操作の対象・条件・価格並びにその開始及び停止時期の決定・変更など、中央銀行としての通常業務の運営のほか、1947年

第 8 表 日本銀行券発行限度額の推移

(単位・億円)

年月	発行限度	年月	発行限度	年月	発行限度
1941. 4	47	1964. 7	18,500	1981. 12	198,000
42. 4	60	65. 7	21,500	82. 12	212,000
↓	↓	66. 8	24,500	83. 12	224,000
48. 2	2,700	67. 8	29,000	84. 12	236,000
48. 10	3,300	68. 8	34,000	↓	↓
49. 1	3,500	69. 10	41,000	86. 12	268,000
50. 11	3,900	70. 11	49,000	87. 12	296,000
51. 12	4,700	71. 11	57,000	88. 12	326,000
52. 12	5,100	72. 12	67,000	89. 12	359,000
↓	↓	73. 11	79,000	90. 12	394,000
56. 12	6,500	74. 10	94,000	↓	↓
↓	↓	75. 12	110,000	93. 12	410,000
59. 6	8,000	76. 11	128,000	94. 12	439,000
60. 7	9,500	77. 11	145,000	95. 12	472,000
61. 6	11,500	78. 12	163,000	96. 12	510,000
62. 7	12,500	79. 12	183,000	97. 12	559,000
63. 7	16,000	↓	↓		

(資料) 日本銀行『日本金融年表』(明治元年～平成 4 年) 1993 年, ほか。

に制定された臨時金利調整法による市中金融機関の金利の最高限度の決定、変更、廃止その他広範囲にわたって規定されていたが、日本銀行券の発行限度の決定（主務大臣の専管事項）には関与しえないものとされていた（第13条の3）。

以上のほかに、日本銀行と取引関係をもつ市中金融機関の日本銀行に対する預け金の割合の変更、及び市中金融機関の証券会社に対する貸付・投資並びに貸付担保の種類・条件・価格の限度に関する統制の決定・変更が管掌事項に規定されていた（第13条の3）。これらはいずれも米国の連邦準備法にならったもので、将来、政策委員会によって遂行しうるように企画された、予備的な規

定であった。

政策委員会の設置によって、日本銀行の行う諸般の金融政策が政府の経済政策とは独立して運営される枠組みが成立したかにみえる。しかし、政策委員会に関する規定は改正日銀法の第1章の2にまとめて挿入されたのみで他の諸規定はそのままであり、大蔵大臣の日本銀行監督権限・業務命令権限は依然として残存していたため、政策委員会は実質的に十分な機能を発揮することができなかった。改正日銀法は、まさに木に竹をつぐものであった<sup>(23)</sup>。

なお、昭和日銀法が制定された際、兌換銀行券条例及び制限外発行税制度は廃止され、最高発行額屈伸制限制度は恒久的なものとなった。発行限度額は大蔵大臣により毎年のように拡大され、1997（平成9）年12月には55兆9000億円に達した（第8表参照）。

## V 日本銀行（第3期）

昭和日銀法は、戦時体制下に制定された国家統制色の強い法律であったため、戦後、再三改正が試みられたが、関係方面のコンセンサスが得られず、政策委員会の設置を除けば、大きな改正は実現しなかった。とりわけ、金融制度調査会（大蔵大臣の諮問機関）において4年間の審議を重ねて1960年9月に発表された「日本銀行制度に関する答申」は注目されたが、政府と日本銀行との関係に関して統一的な結論を得ることができず、改正法案が国会へ提出されることはなかった<sup>(24)</sup>。

### (1) 日本銀行法の抜本改革

新しい「日本銀行法」（平成9年法第89号、以下、「新日銀法」）は、1997年6月、急拠成立した。昭和日銀法の抜本的改正の動きは、バブル経済の原因追求の過程から生まれた。1985年9月プラザ合意（ドル高是正のための主要5か国合意）後、深刻化する円高不況に対処して、政府・日銀は大幅な金融緩和を実施、公定歩合は当時としては史上最低の2.5%まで引き下げられた。この結

果、1980年代後半に株価や地価の未曾有の高騰を招来した。そこで、90年から91年6月にかけて、日銀が金融引締めへ転じると、今度はこれら資産価格が一斉に暴落した。いわゆる「バブル崩壊」である。

バブル経済の崩壊後、景気の低迷と巨額の不良債権の発生は、金融機関経営のみならず、国民経済にも深刻な影響を及ぼすに至った。こうした状況下、連立与党の大蔵省改革プロジェクト・チームは、1996年6月に作成した「新しい金融行政・金融政策の構築に向けて」と題する報告書の中で、「過剰流動性やバブルにおけるマクロ経済政策の誤りを繰り返さないためにも、中央銀行としての独立性、政策決定責任をより明確にする方向で、日銀法を改正する必要がある」との認識を示し、改正法案を次の通常国会へ提出することを提言した<sup>(25)</sup>。

この報告書をうけて、1996年7月、橋本龍太郎首相（当時）は、首相の私的諮問機関として「中央銀行研究会」（座長鳥居泰彦）を発足させた。同研究会は、わが国の中央銀行のあり方についての基本的な指針として「中央銀行制度の改革——開かれた独立性を求めて」と題する報告書を同年11月に提出した。その後、論議の場を金融制度調査会（会長館龍一郎）に移して細部にわたり審議を行った結果、97年2月、「日本銀行法の改正に関する答申」が提出された。

「中央銀行研究会報告」並びに「金融制度調査会答申」は、「21世紀の金融システムの中核にふさわしい中央銀行」として「開かれた独立性」を目標としたものとされるが、その実、十分に独立性を付与したものとはいいがたく、さまざまな問題を内包しているとして、学界や言論界から厳しい批判が相次いだ。

しかし、政府は、「金融制度調査会答申」の線に沿って大蔵省で作成された日本銀行法案を閣議決定し、97年3月国会へ提出した。同法案は6月に衆参両院で通過、成立し、公布された。そして翌98年4月に施行されたのである。

新日銀法は、その前身である日本銀行条例や昭和日銀法のように特定国の中央銀行法を範としたものではない。しかし、当時、世界的に中央銀行の独立性

を強化する気運が高まっており、とくに通貨統合を旨とす欧州連合（EU）ではマーストリヒト条約（1992年調印）で欧州中央銀行及び参加各国中央銀行に強い独立性を付与していた。この結果、新日銀法にも昭和日銀法に比べれば、格段に強い独立性が与えられていることは確かである。

新日銀法は下記10章66ヶ条から成る。

第1章 総則（第1条～第13条）

第2章 政策委員会（第14条～第20条）

第3章 役員及び職員（第21条～第32条）

第4章 業務（第33条～第45条）

第5章 日本銀行券（第46条～第49条）

第6章 会計（第50条～第53条）

第7章 国会に対する報告等（第54条・第55条）

第8章 違法行為等の是正等（第56条～第58条）

第9章 雑則（第59条～第62条）

第10章 罰則（第63条～第66条）

附則（第1条～第39条）

第1に、総則においては日本銀行の目的は「通貨及び金融の調節を行うこと」及び「信用秩序の維持に資すること」にある旨明記した。しかも、通貨及び金融の調節に当っては、「物価の安定を図ること」を理念とする、と規定している。

第2に、政策委員会は、公定歩合、預金準備率、金融市場調節の方針、通貨及び金融の調節に関する方針の決定又は変更を行う。

政策委員会は、日銀総裁、同副総裁（2名）及び審議委員6名、合計9名で構成される。但し、大蔵大臣（現、財務大臣、以下同じ）及び経済企画庁長官（現、経済財政政策担当大臣、以下同じ）は、その指名する職員を政策委員会へ出席させ、議案（議決延期請求案を含む）を提出することができる。

第 3 に、役員として、総裁 1 名、副総裁 2 名、審議委員 6 名のほか、監事 3 名以内、理事 6 名以内、及び参与若干名がおかれる。

総裁、副総裁及び審議委員は、衆参両議院の同意をえて内閣が任命する。監事は内閣が、理事及び参与は大蔵大臣が任命する。役員（理事を除く）は、任期中、その意に反して解任されない旨の身分保障から与えられた。

第 4 に、日銀は通常業務（手形割引、担保付貸付、債券の売買及び貸借、預り金、内国為替、保護預り等）のほか、国庫金及び国の事務取扱い、特別融資、外国為替売買、国際金融業務及び考査（銀行検査）を行う。

第 5 に、政策委員会議長は、金融政策決定会合終了後、速やかに議事概要を公表し、相当期間経過後に、議事録を公表しなければならない。

第 6、日本銀行は銀行券を発行する。日本銀行券は無制限法貨とされる。

第 7、日本銀行の経費予算（通貨及び金融の調節に支障のないものに限る）は大蔵大臣の認可を受けなければならない。

第 8、日本銀行は概ね半年毎に国会に対して業務報告書を提出しなければならない。

第 9、日本銀行役職員の守秘義務違反に対して 1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金、その他の法令違反には 50 万円以下の過料が適用される。

新日銀法は政策委員会議事録の公開（第 20 条）、役員身分保証（第 25 条）、日銀の業務の国会への報告（第 54 条）、大蔵大臣の日銀監督権限の縮小を規定したほか、大蔵大臣の業務命令権、同立入検査権及び日銀監理官制度を廃止した点は大きな前進として評価できる。しかしながら、一方では依然として問題を残しているのも事実である。以下、主要な問題点を取り上げる<sup>(20)</sup>。

## (2) 新日銀法の問題点

第 1 に、日銀（金融政策）の主要な目的として、「物価の安定」を掲げているが、これでは不十分である。金融政策の目的は物価（対内価値）の安定とともに、通貨の対外価値にかかわるものであり、日銀の目的は、対外価値を含め

た「通貨価値の安定」とすべきである。したがって、大蔵大臣に委ねられている為替市場介入権は日銀政策委員会に帰属させるべきである。

第2に、政策委員会に対する政府の関与に問題がある。第19条は、大蔵大臣又は経済企画庁長官又はそれらの指定する者が政策委員会へ出席して、発言し、議案（議決延期案を含む）を提出することを認めている。政府代表は、議決権はないものの、こうした形で政策委員会の意思決定に影響を与えることは、日本銀行の独立性を損うおそれがある。

第3点は日銀による公債引受けである。新日銀法は、日銀が赤字国債（財政法第5条但し書）や政府短期証券の引き受けを認めている（第34条）。これは財政資金を市中金利以下で調達しようとする政府のエゴであり、フェアではない。これら公債はすべて、公募に付し、政府といえども市場のルールに従うべきである。また、日銀の公債引受けはインフレの温床となる恐れがある。

第4点は銀行券の発行保証及び発行限度を廃止した点である（第46条以下<sup>(27)</sup>）。発行保証は日本銀行条例及び昭和日銀法で規定されていたもので、発行銀行券の物的担保であった。日銀券の発行保証がなくなれば、明治初期の不換政府紙幣へ逆戻りし、内外の信認を失う恐れがある。また発行限度の廃止は、銀行券発行の歯止めをなくし、インフレを招き易くなるのは明らかであろう。

第5点は大蔵大臣による日銀予算の認可権である（第51条）。金融政策に支障のないものという限定付きとはいえ、日銀の経費予算を大蔵大臣の認可事項としたが、支障の有無の線引は恣意的にならざるをえない。日銀の経費予算の作成は、日銀の独立性及び政策運営の自主性を考慮すれば、政策委員会の決定事項とし、決算を会計検査院の監査を経て、国会へ提出する形で足りるのではあるまいか。

第6点は、日銀またはその役職員が法令・定款に違反し、またはその恐れがある場合、大蔵大臣は、①日銀に対してその是正措置を求めることができる、

第 9 表 日本銀行条例・新旧日銀法の比較対照

	日本銀行条例	(昭和)日本銀行法	(新)日本銀行法
公 布 年	1882 (明治15) 年	1942 (昭和17) 年	1997 (平成9) 年
目 的	—	通貨の調節, 金融の調整, 信用制度の保持育成	通貨及び金融の調節, 信用秩序の維持
組 織 形 態	有限責任 (株式会社)	法人 (特殊法人)	法人 (特殊法人)
資 本 金	1000万円	1 億円	1 億円
業 務	手形割引, 地金銀売買, 抵当貸付, 手形貸付, 預り金	右の外, 為替の売買, 外国金融機関との取引	右の外, 政府への貸付, 信用秩序, 資金決済円滑化の為の業務, 考査
機 関	株主総会	政策委員会 (49年以降)	政策委員会
役 員	総 裁	任期 5 年, 勅任	任期 5 年, 内閣が任命
	副 総 裁	任期 5 年, 奏任	任期 5 年, 内閣が任命 (1 名)
	政策委委員	—	任期 4 年, 内閣が任命 (6 名)
	理 事	大蔵卿が任命 (4 名)	任期 4 年, 蔵相が任命 (3 名以上)
	監 事	株主総会で選任 (3 ~ 5 名)	任期 3 年, 蔵相が任命 (2 名以上)
	参 与	—	任期 2 年, 蔵相が任命 (若干名)
日銀に対する監督	政 府	蔵 相	—

(注) 政策委員会は1949年6月設置。

(資料) 内閣官報局/大蔵省印刷局『法令全書』1882年, 1942年, 1949年6月, 1997年6月。

②監事に対して監査の実施を命令できる, という点である (第56条, 第57条)。これらの措置は, 昭和日銀法の規定していた大蔵大臣の監督権, 業務命令権, 立入検査権や日銀監理官制度を廃止する代償として導入されたとみられるが, 適法性のチェックであれば, 大蔵省でなく, 行政監察を担当する総務省が適当

であろう。

第7に、日銀役職員の守秘義務及び罰則が強化された点である。日銀の公共性からみて守秘義務はある程度必要としても、退職後迄守秘義務を課すことには問題がある。また、役職員の法令違反に対して、広範囲にわたり、国家公務員と同等の罰則が設けられた。日銀の役職員は、いわゆる「みなし公務員」であるが、公務員ではない（第30条）。しかるに、公務員と同等の罰則を課すことが適正であろうか、妥当性に疑問があるといわざるをえない。

いま、新日銀法を日本銀行条例及び昭和日銀法と対比すれば第9表の通りである。

## VI 日銀法再改正論議

新日銀法施行後の金融政策運営をみると、デフレ対策としての「ゼロ金利政策の導入」（1999年2月）、政府の反対を押し切って決定した「ゼロ金利政策の解除」（2000年8月）及び実質的な「ゼロ金利政策への復帰」（2001年2月）と、3度政策の転換が行われた。とくに「ゼロ金利政策の解除」は日銀がデフレ・スパイラルの懸念が払拭できたとして決定したものである。その際、政府は初めて新日銀法第19条第2項に基づく議決延期を提案したが、政策委員会は同条第3項に基づいてこれを否決した。

その後、景気が予想に反して再度悪化したため、この解除決定をめぐって多くの論議を呼び、一部国会議員は、①政府と日銀の間の政策整合性の強化、②物価水準目標の導入、などを目的とする日銀法再改正を目指して研究会を組織し、その具体案を作成・公表した<sup>28)</sup>。

事実、「ゼロ金利政策の解除」をめぐって、国内外で多くの論議を呼んだが、一部国会議員は、日銀の決定を批判するとともに、これを機に日銀法再改正の必要性を主張し、有志が集まって「日銀法改正研究会」（事務局長：山本幸三衆議院議員）を発足させた。その後この検討は、自民党金融調査会の「金

融と物価に関するワーキング・チーム」(座長：相沢英之衆議院議員)の場に  
移され、同チームは、2000年11月、法改正の基本的考え方を「日本銀行法改正  
(案)についての報告」(以下、「相沢報告」)として取りまとめる一方、「日本  
銀行法の一部を改正する法律案要綱(案)」(以下、「日銀法改正法案要綱」)並  
びに「日本銀行法の一部を改正する法律案、新旧対照表」(未定稿)を作成し  
た。さらに、2002年3月29日、「日銀法改正法案要綱」は、自民党のデフレ対  
策特別委員会金融調査会及び財政金融部会「金融と物価に関するワーキング・  
チーム」の合同会議に提出され、一部修正のうえ、公表された<sup>(29)</sup>。

上記「相沢報告」及び「日銀法改正法案要綱」に示された改正内容の概要は  
以下の通りである。

- ① インフレの解消が日銀の最大の責務であると同様、デフレの解消もま  
た、日銀の大きな責務である。その為の最も有効な政策は、日銀が「物  
価安定目標」(期限を含む)を掲げ、その達成に全力を傾けることであ  
る。

これにより、日銀の政策の透明性が向上し、説明責任が明確になる。本政策  
採用に当っては、日銀の独立性に留意する必要があるので、物価安定目標を新  
日銀法第15条の政策委員会決議事項の一つとして加えることとし、「物価水準  
の目標」の決定または変更には、政府の意見を聴取してもらうこととす  
る。

そこで、政策委員会の権限(第15条第1項)に「物価水準目標(その達成の  
期間を含む)」を新設するとともに、それを効果的にするため、金融市場の調  
節手段である「手形または債券」を「有価証券」<sup>(30)</sup>に変更する(第15条第4項  
及び第33条第3項)こととする。また、日銀が必要に応じて自らの判断で外債  
の購入ができることが明確になるように、規定(第40条)を改める<sup>(31)</sup>。

- ② ゼロ金利政策解除の際のような政府と日銀の対立は、国家・国民にとっ  
て不幸なことであるので、日銀法において、日銀の金融政策と政府の経済

政策の整合性を一層図る必要があることを強調するとともに、政府から政策決定延期の請求があれば、1回に限り、これを延期せねばならないこととする。

これに関して、第4条（政府との関係）を日銀、政府間の意思疎通および経済政策との整合性を強調する表現に改める一方、政策委員会が物価水準目標について審議する場合は政府側の意見を聴取しなければならず、政府側に1回の議決延期権を与えることとし、それについての政策委員会の審議権を廃止する（第19条）。

- ③ 政策委員会のメンバーは現在9名で、その内、日銀執行部が3名（総裁と副総裁2名）を占めている。これまでの実績をみても、この体制では、事実上、日銀執行部の意向が政策委員会の審議の結果を左右してしまう。一層中立的、専門的な審議を確保するためにも、日銀執行部のオーバープレゼンスを改め、総裁が日銀を代表することとし、政策委員会のメンバーを7名とすることが適当、としている。したがって政策委員会から副総裁2名が除去されることとなる。

以上が改正案の概要であるが、この外に、総裁の解任権を規定すべきだとか、財務大臣が管理・命令権を持てるようにすべきだ、等の意見も出たといわれる。しかし、このような規定を導入すれば、国家統制色の強い昭和日銀法への逆行として、社会的批判を浴びるのは必至であり、見送りとなった。

## む す び

以上、為替会社、国立銀行及び日本銀行の特徴を歴史的にみてきた結果を総括しよう。

明治維新以来、政府は日本の近代化を急ぐため、欧米諸国の文物諸制度の導入に急であり、金融制度もその例外ではなかった。

まず、1869（明治2）年に設立された為替会社は、わが国における発券銀行

の嚆矢であったが、明治維新期の不安定な政治経済情勢の下で、兌換券の流通を定着させることができなかった。次いで、1872（明治5）年、米国のナショナル・バンクをモデルとする国立銀行設立を試みたものの、西南戦争の勃発に伴うインフレ高進により、再度兌換銀行券の流通に失敗した。

そこで、政府は、独占的発券銀行を核にもつ英国流の金融制度を導入することに決し、1882（明治15）年に日本銀行条例を制定したのである。同条例は、ベルギー国立銀行を中心として、英仏両国の中央銀行制度を検討し、それをわが国の実情に適合するように工夫して作成されたのである。これは賢明な方策であり、それ故にこそ、懸案であった紙幣整理とインフレの克服を達成することができたのである。

その後、1942（昭和17）年に制定された昭和日銀法は太平洋戦争中という異常事態のなかで、わが国と同盟関係にあったナチス・ドイツの中央銀行法であるライヒスバンク法を範として作成された。1942年は日本銀行の営業年限の2度目の更新期に当たっており、日本銀行の改革は以前から検討されていたが、改革が実現したのは戦争突入後であった。

戦時中であれば、戦争目的の遂行が最優先課題であるのはいうまでもない。このため昭和日銀法は当然のことながら国家目的の遂行を至上命令とするもので、国家統制色の極めて強いものとなった。かくて日銀は政府の政策に全面的に協力することを要請された。従って、同じく戦時下にあったナチスドイツのライヒスバンクが好個のモデルとなったのである。しかし、戦後1949年に政策委員会を設置したのみで、以降45年間もこれを放置したのは政府の怠慢であったとしかいいようがない。

1997（平成9）年に制定され、翌98年4月施行された新日銀法（平成9年法第89号）は、またたく間に成立したが、これはバブル経済の崩壊に対処する過程で生まれた。しかし、時あたかも世界的に中央銀行の独立性を強化する気運が高まりつつある時期にあり、わが国の場合も21世紀にふさわしい中央銀行を

第10表 わが国の発券銀行関係年譜

年 月	
1869 (明治 2). 6	東京為替会社設立
〃 ( 〃 2). 8	通商司, 「為替会社規則」制定
〃 ( 〃 2). 10	大阪為替会社, 金券発行
1870 ( 〃 3). 5	横浜為替会社, 洋銀券発行
1871 ( 〃 3). 2	伊藤博文, 紙幣会社案等建議
1872 ( 〃 5). 12	「国立銀行条例」公布
1873 ( 〃 6). 3	「金札引換公債証書条例」公布
〃 ( 〃 6). 7	東京第一国立銀行開業
1882 ( 〃 15). 3	松方正義大蔵卿「日本銀行創立ノ議」を三条実美太政大臣に提出
〃 ( 〃 15). 6	「日本銀行条例」公布
〃 ( 〃 15). 10	日本銀行開業 (資本金1000万円, 営業年限30年)
1884 ( 〃 17). 5	「兌換銀行券条例」公布
1885 ( 〃 18). 5	兌換銀行券発行開始
1932 (昭和 7). 6	「日本銀行納付金法」公布
1942 ( 〃 17). 2	「日本銀行法」公布 (一部は 3 月, 他は 5 月施行)
1949 ( 〃 24). 6	日本銀行政策委員会設置
1957 ( 〃 32). 5	「準備預金制度に関する法律」公布施行
1997 (平成 9). 6	「日本銀行法」公布 (平成10年 4 月施行)
2002 ( 〃 14). 3	自由民主党金融調査会「日本銀行法改正案」発表

(資料) 日本銀行『日本金融年表』(明治元年～平成4年) 1993年, ほか。

めざして思い切った改革が実行された。すなわち, 中央銀行の独立性を強化するため, 役員の身分保障の確保, 大蔵大臣の日銀監督権限の縮小, 日銀監理官制度の廃止など, 大きく前進したことは評価されてよい。ただし, 政策委員会への政府の関与, 日銀の公債引受け, 日銀券の発行保証の廃止など問題もあり, 将来に課題を残している。しかし, 新日銀法は, EUのマーストリヒト条約には及ばないものの, 一応先進国の中央銀行法に準じるレベルに達したものといえよう。

ところが、新日銀法施行後 4 年を経て、早くも再改正論議がもち上がっている。しかも、日銀の独立性を後退させる方向を旨としており、これは改悪である。現時点で、日銀の独立性を低下させることは、国際社会の失笑を買うことは必至であり、為政者の良識ある判断が期待される場所である。

注(1) 国際金融情報センター編著『変動する世界の金融・資本市場』下巻 金融財政事情研究会 1999年。

(2) 西川元彦『中央銀行』東洋経済新報社、1984年 11ページ。

(3) 館龍一郎編『金融辞典』東洋経済新報社、1994年 203ページ。

(4) 但し、スコットランド及び北部アイルランド地方では、イングランド銀行以外に、銀行券を発行している銀行が数行ある。

町田義一郎氏は、中央銀行を①独占的な債券機能、②国庫金の取り扱い、③金融機関との各種取引、④最後の貸手機能、のすべての機能を果たしている銀行と定義し、イングランド銀行が「中央銀行」になった時期は、1870年代末から1880年代初めの頃であろう、と推測している。(町田義一郎「イングランド銀行はいつ中央銀行になったか」『三田学会雑誌』第60巻第10号、1967年11月)。

(5) 江戸時代に両替商が発行した預り手形が今日の銀行券の源流とされるが、預り手形は当局によって公認されたものでないので、銀行券のような強制通用力は有しなかったとみられる。

(6) 明石照男・鈴木憲久著『日本金融史』第1巻 東洋経済新報社 1957年 18ページ。

(7) 大蔵省『貨政考要』下編 1887年 36ページ。

(8) 上掲書 36～41ページ。

(9) 立脇和夫『在日外国銀行史』日本経済評論社 1987年 第5章参照。

(10) 明石・鈴木 前掲書 30ページ。

(11) 国立銀行が発行した紙幣(銀行券)の券面には、「大日本帝国通用紙幣」とあり、国立銀行条例の条文にも「銀行紙幣」「通用紙幣」といった表現がみられる。

(12) 土屋喬『お雇い外国人』⑧ 鹿島出版会、1969年 110ページ。

(13) 東京第十五国立銀行は、旧華士族が、禄制廃止の補償として下付された秩禄(金禄)公債証券を利用して設立した異色の国立銀行。その資本金は1,782万円程で、全国立銀行の資本金総額の40.5%を占めていた。また、同行には政府による借り上げ(金利年5%で、1500万円)、発券制限の緩和(資本金の80%→93%)など種々の優遇措置が講じられていた。

(14) 松方正義「財政議」1881年9月

(15) 戦前の官吏任命形式。勅任は勅令により叙任される官職で一等及び二等の高等官。奏任は、大政大臣(後、内閣総理大臣)が奏薦して任命される官職で3等以下の高等官。

(16) レオン・セイ (Jean Baptist Léon Say; 1826-96) はフランスの財政家で大蔵大臣を再度 (1872-73; 75-76; 76-79; 82) 務めた。有名な販路説(セイの法則)で知られる J. B. セイ (Jean Baptist Say; 1767~1832) の孫に当たる。

(17) 明石・鈴木 前掲書 86ページ。

(18) 1885年に発行された日銀券の券面には「日本銀行兌換銀券」と表示されている。

(19) 中山伊知郎編『経済学大辞典』II 東洋経済新報社、1963年、75~76ページ。

(20) 吉野俊彦『日本銀行制度改革史』東京大学出版会、1962年。

- (21) 1930年に第1次大戦参戦国の中央銀行によって国際決済銀行（BIS）が設立された際、日本銀行条例の制約から、日本銀行の出資及び日銀役員の日銀理事兼任ができなかった。このため、日本興業銀行などが代わりに出資し、BIS理事は、日銀ロンドン代理店監督役及び横浜正金銀行ロンドン支店長が兼務したのである。
- (22) 大蔵省財政史室編『昭和財政史』——終戦から講和まで——第13巻，東洋経済新報社，1983年，523～533ページ。
- (23) 日本銀行調査局『戦後わが国金融制度の再編成』1967年，210ページ。
- (24) ——『日本銀行——その組織と機能』1967年，172ページ。
- (25) 立脇和夫『改正日銀法』東洋経済新報社，1998年，5ページ。
- (26) ——「日銀法，大蔵省関与の排除を」（『日本経済新聞』経済教室）1997年2月21日。
- (27) 昭和日銀法（昭和17年法第67号）は次のように規定していた。
- 第30条〔発行限度の決定〕主務大臣ハ閣議ヲ経テ前条第1項ノ銀行券ノ発行限度ヲ定ムベシ
- 第32条〔発行ノ保証〕日本銀行ハ銀行券発行高ニ対シ同額ノ保証ヲ保有スルコトヲ要ス
2. 前項ノ保証ハ左ノ各号ノ1に該当スルモノナルコトヲ要ス
- ①商業手形，銀行引受手形其ノ他ノ手形
  - ②有価証券，地金銀又ハ商品ヲ担保トスル貸付金
  - ③国債
  - ④其ノ他ノ債券
  - ⑤外国為替
  - ⑥地金銀（金銀貨ヲ含ム）
- (28) 鐘ヶ江毅『日本銀行法の再改正論議をめぐって』（中京大学経済研究所ディスカッションペーパー，No 0201）2002年4月。
- (29) 『日本経済新聞』2002年3月29日夕刊。『朝日新聞』2002年3月30日。
- (30) 証券取引法（昭和23年法第23号）及び関連政省令で定義された「有価証券」にはCPは含まれているが，一般の「手形」は含まれていない。したがって，「相沢報告」に沿った改正が仮りに実現した場合，日銀が今日行っている有力な公開市場操作の手段である「手形オペ」が実施できなくなる。この点，国会議員に正確な事実認識が欠如しているようである。
- (31) 当初の「相沢報告」には「外債購入のための改正」は含まれておらず，3月29日の会合で付加された。

(完)